

事務連絡  
令和2年3月18日

特定教育・保育施設 設置者・園長 様  
特定地域型保育事業 設置者・園長 様

神戸市こども家庭局子育て支援部振興課長  
事業課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための登園自粛要請に伴う  
利用者負担額の減額対象児童の報告について（ご依頼）

令和2年3月12日付の本市通知「新型コロナウイルス感染症対策について（令和2年2月28日通知からの更新）」及び令和2年3月18日付本市通知「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」の取扱いについて」に基づき、感染防止の観点から保護者に対し、家庭保育を要請している3月3日から3月25日までの間、要請による自粛により1日でも登園しなかった日がある場合は、保育料が減額されます。

つきましては、対象児童について下記の通りご報告いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 報告対象児童

本市が登園自粛要請をしている3月3日から3月25日までの間、要請に基づき1日でも欠席がある児童。（0～2歳児のみ）

※登園自粛要請期間がさらに延長になった場合は、改めてお知らせします。

2. 報告内容・報告先

対象児童名・生年月日・欠席日数をご報告いただく予定ですが、報告方法等を調整中のため、報告様式・報告先・報告期限等については、改めてお知らせします。

3. 減額内容

欠席日数に基づき日割り計算されます。

減額後の利用者負担額＝利用者負担額×（25日-欠席日数）÷25

4. 還付について

保育所：神戸市より、保護者の方へ減額分を還付します。

保育所以外：利用者負担額の減額分を給付費として各施設へお支払いしますので、各施設より保護者の方へ減額分（給付費増額分）の還付をお願いします。

5. 給食費の取り扱い

給食費については、施設において配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、減額等の対応を行うことが考えられます。ただし、既に食材調達をしている等様々なケースが考えられるため、必ず減額をしなければならないものではありませんので、各園の実態に応じて対応していただければ結構です。

（問合せ先）保育所：振興課振興係 今泉、松本  
電話：322-5216  
保育所以外：事業課給付係 高原、出口  
電話：322-6856